

液化石油ガス保安規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件

平成九年三月二十五日
通商産業省告示第百四十四号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第四十一条第四号イただし書の規定に基づき、容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を次のように定める。

なお、昭和四十二年通商産業省告示第十二号（液化石油ガス保安規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件）は、平成九年三月三十一日限り、廃止する。

液化石油ガス保安規則第四十一条第四号イただし書の告示で定める場合は、次の各号の一に該当する地域に置く場合（内容積が二十五リットル未満の容器を置く場合に限る。）とする。

一

イ 北海道

ロ 青森県のうち、上北郡十和田湖町

ハ 秋田県のうち、横手市、湯沢市、大曲町、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡藤里町、河辺郡、由利郡矢島町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町、仙北郡、平鹿郡及び雄勝郡

ニ 山形県のうち、新庄市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡、最上郡、西置賜郡小国町、同郡飯豊町及び東田川郡朝日村

ホ 新潟県のうち、長岡市、柏崎市（旧刈羽郡黒姫村及び旧同郡北条村の区域に限る。）、小千谷市、十日町市、栃尾市、糸魚川市、新井市、上越市、北蒲原郡黒川村、南蒲原郡下田村、東蒲原郡、三島郡越路町、北魚沼郡、南魚沼郡、中魚沼郡、刈羽郡高柳町、同郡小国町、東頸城郡、中頸城郡吉川町、同郡妙高々原町、同郡中郷村、同郡妙高村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、岩船郡関川村、同郡朝日村及び同郡山北町

ヘ 富山県のうち、東礪波郡平村、同郡上平村及び同郡利賀村

ト 石川県のうち、石川郡河合村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村及び同郡白峰村

チ 福井県のうち、大野市、勝山市、大野郡、今立郡池田町及び南条郡今庄町

リ 長野県のうち、飯山市、北安曇郡白馬村、同郡小谷村、下高井郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、同郡戸隠村及び下水内郡

ヌ 岐阜県のうち、大野郡清見村、同郡荘川村、同郡白川村及び吉城郡河合村

二 前号に掲げる地域以外の地域であつて次に掲げるもの

- イ 一日の最低気温が零度未満である日が一年に百二十日以上あり、かつ、一日の最高気温が零度未満である日が一年に三十日以上ある地域
- ロ 積雪量が五十センチメートル以上である日が一年に六十日以上ある地域

附 則

この告示は、平成九年四月一日から施行する。